

－制定・改廃の概要－

条例・規則名 火災予防条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和5年10月13日・東京都条例第87号

1 概要

(1) 改正理由

ア 現行の蓄電池設備に係る基準は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した規定となっている。今般、総務省消防庁において蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策に関する検討が行われ、リチウムイオン蓄電池をはじめとする蓄電池設備の多様化や大容量化に対応した安全基準になるよう、条例の制定基準である、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「対象火気省令」という。）が改正された。本改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準並びに届出対象を改めた。

イ 現行の規制では、「炭火焼き器」について、当庁においては「炉」として扱っており、可燃物等との離隔距離を大きく確保する必要がある。今般、総務省消防庁において火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討が行われ、対象火気省令別表第1に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が定められた。本改正に伴い、「炭火焼き器」は固体燃料を使用する厨房設備として扱い、新たに、木炭を燃料とする炭火焼き器の離隔距離を定めた。

(2) 改正内容

ア 蓄電池設備関係

- (7) 規制単位を「アンペアアワー・セル」から、アンペアアワー・セルに定格電圧を乗じることによって得られる蓄電池容量である「キロワット時」に改めた（条例第13条第1項関係）。
- (8) 10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号。以下「告示」という。）第2に適合するものは規制対象外とした（条例第13条第1項関係）。
- (9) 屋外に設ける蓄電池設備について、告示第3に適合するものは、建築物との離隔距離を不要とした（条例第13条第4項関係）。
- (10) 蓄電池設備の届出を必要とする対象を、20キロワット時を超えるものに改め

た（条例第57条第1項関係）。

イ 炭火焼き器関係

条例別表第3、2 厨房設備欄に木炭を燃料とする炭火焼き器の離隔距離を新たに
定めた（条例別表第3関係）。

2 施行日

令和6年1月1日